

# 様式 1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		屋外広告物等変更、改造許可
根拠条例・規則等名		さいたま市屋外広告物条例
条 項		第 1 3 条 第 1 項
所 管 部 課		都市局 北部都市・公園管理事務所 管理課（電話：048-646-3178 ） 都市局 南部都市・公園管理事務所 管理課（電話：048-840-6178 ）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	次の要件をすべて満たしていること。 (1) 条例第 9 条の禁止広告物ではないこと。 (2) 施行規則第 7 条の許可の基準に適合していること。 (3) 上端の高さが地上から 4 メートルを超える広告物 にあつては、条例第 1 8 条第 2 項に規定する管理者 を設置していること。
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日 設定 平成 2 2 年 1 0 月 1 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	1 5 日 ただし、下記の期間を含まないものとする。 ・ 補正に要する期間 ・ 執務が行われない市の休日の期間 ・ 関係機関との協議に要する期間
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		